

浄信寺平和公園墓苑永代供養納骨墓 委託契約約款

第一条（目的）

- (1) 本契約は宗教法人浄信寺が設置し及び運営する名古屋市平和公園内浄信寺墓苑永代供養・納骨墓（以下「供養墓」という）における埋蔵及び管理と供養に関する必要な事項を定め、その埋蔵及び管理と供養が適切に行われることを目的とする。

第二条（使用の資格）

- (1) 供養墓は浄信寺（以下「当寺」という）の信徒であれば宗派の如何を問わず当寺の許可を受けて使用することが出来る。

第三条（埋蔵及び管理と供養の実施）

- (1) 当寺は委託者が指定する者の焼骨を供養墓の区画に埋蔵し適切に管理と供養を行うものとする。
- (2) その供養は、当寺の所属する宗派の法儀に従って行うものとする。
- (3) 個人碑型の供養墓については、第一項の埋蔵から49年を経過した時は当寺は当該個人碑型供養墓の墓石等を撤去して、埋蔵された焼骨（焼骨が土に還っている場合は、埋蔵された場所の土）を合祀納骨供養塔に合祀しすることができる。納骨供養塔に合祀された焼骨（または土）は返却しない。個人碑型供養墓の墓石等を撤去した当該跡地について、当寺は新たな第三者と委託契約を結ぶことができる。この場合、委託者及び委託者の死亡によりその地位を承継した者（以下、「委託者等」という）は、当寺に対し異議を申立てることはできない。
- (4) 当寺は供養墓に焼骨を埋蔵する時、個別の納骨供養読経を行い、永代供養墓過去帳に記載し春秋 彼岸と盆に墓前にて合同供養する。

第四条（永代志納金及び納骨料）

- (1) 委託者は当寺が定める期日までに永代志納金及び永代管理料等を支払わなければならない。その支払方法は、当寺が別に定める規定によるものとする。
- (2) 委託者は、契約と同時に、所定の永代供養墓納骨申込書を当寺に提出しなければならない。二体目からは追加の納骨申込をし追加の納骨料を支払を要す。
- (3) 契約の時点で埋蔵すべき焼骨の無い場合は納骨予約申込書を提出を要す。
- (4) 既納の永代志納金は返還しない。ただし墓碑等も設置されておらず焼骨の埋蔵もおこなわれていない場合は、契約後60日以内に限り委託者等は本契約の解除ができる。委託者等が契約解除した場合、当寺は永代志納金の全額を返還する。

第五条（施工）

- (1) 個人碑型供養墓に於ける石碑の建立その他の工事は当寺が許可したもののほかは施工することができない。石碑の形状及び寸法は当寺が指定するものとする。

第六条（供養墓使用者の心掛け）

- (1) 委託者又は納骨をする場合には、『墓地、埋葬等に関する法律』などに定める、書類等を、当寺に提出して、承諾を得なければならない。
- (2) 供養墓内に於ては常に清浄を保ち宗教的尊厳を傷つけないように努めなければならない。
- (3) 当寺墓苑内の施設備品等を破損した者はその復旧費用を負担しなければならない。

第七条（当寺による契約の解除）

当寺は委託者等が次の各項の一つに該当した時は書面をもって契約を解除することができる。

- (1) 当寺の書面による承認を受けずに供養墓使用の権利を他人に譲渡したとき。
- (2) 供養墓を本来の目的以外に使用していると認めたとき。
- (3) 委託者等が永代供養墓委託契約の全項目にわたってそのうちの一つに違反し遵守しない場合。
- (4) 契約が解除されたときは、委託者等は、速やかに当該供養墓に設置された墓石等を撤去し、埋蔵された焼骨を引き取るものとする。
- (5) 委託者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約解除後1年を経過した場合には、当寺は、当該供養墓の墓石等を合祀墓地に移動し、埋蔵された焼骨を納骨供養塔に合祀し、更地とすることができる。納骨供養塔に合祀された焼骨は返却しない。

第八条（浄信寺墓苑永代供養・納骨墓永代志納金等の料金規定）

別紙申し込み・承諾書の記載金額。添付提出書類を当寺に提出後、期日までに当寺指定口座に送金することを要す。

第九条（補則）

- (1) 不可抗力による天災・事故などによる当寺の墓地管理責任は、問えない事とします。
- (2) 本規定に定めない規定については、法律・条例などの定によるほか、その都度当寺によって定める事とします。

第十条 本規則は、平成16年11月9日から施行する。